

林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業実施要領

令和4年6月15日付け4林第233号
農林基盤局長通知

(総則)

燃油価格高騰に伴う林業者等の負担を軽減するために実施する林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年3月26日付け規則第8号。以下「規則」という。）及び林業振興対策事業補助金等交付要綱（昭和55年5月14日付け55林第244号。以下「要綱」という。）に定めるものほか、この要領の定めるところによる。

(事業主体)

第1 事業主体は、次に掲げるいずれかとする。（以下「林業者等」という。）

- 1 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づき、愛知県知事の認定を受けた認定事業主
- 2 愛知県内に所在する原木市場で燃油を使用して仕分け等を行う者
- 3 愛知県内に所在する燃油を使用して木材乾燥を行う木材加工業者
- 4 愛知県内で菌床の製造及び培養（原木の場合は植菌及び伏せ込み）からきのこの発生までのいずれかを行い、きのこや菌床を販売している者（以下「きのこ生産者」という。）

(支援対象)

第2 林業者等が、木材生産等のために使用する軽油、原木市場で使用する軽油及びA重油、木材乾燥及びきのこ生産（菌床の製造及び培養を含む）のために使用するA重油及び灯油を購入する経費を支援する。ただし、燃油代が請負代金に含まれる国からの工事請負等及び燃油高騰分が反映された国費補助事業に係る燃油については対象としない。

なお、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの納品に係る経費に限る。

(要綱に定める支援対象金額の額)

第3 要綱別表1に定める支援対象金額とは、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査結果の各月の燃油価格から、次に掲げる基準価格を差し引いた金額とする。令和8年3月の燃油価格は、令和8年2月の価格を適用する。

- 1 軽油の基準価格 60.3円/L
- 2 A重油の基準価格 72.0円/L
- 3 灯油の基準価格 60.7円/L

(実績報告)

第4 事業が完了した事業主体は、要綱第11に基づく事業実績報告書に様式1を添えて、5月16日までに知事に提出するものとする。

2 所長及び局長は、事業実績報告書を受理したときは、事業の適否、完了を確認する。

なお、所長は事業確認後、事業実績報告書の写しを局長に送付するものとする。

(様式2)

(書類の提出)

第5 この要領に基づく書類の提出は、補助事業者が名古屋市又は2以上の農林水産事務所の所轄区域をその区域とする者であるときは、農林基盤局林務部林務課に、その他の者であるときは、所轄の農林水産事務所に提出するものとする。

(補足)

第6 この要領に定めのない事項については、別に定める。

(附則)

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年9月21日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年5月22日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年12月20日から施行する。

(附則)

この要領は、令和7年2月17日から施行する。

(附則)

この要領は、令和7年12月18日から施行する。

様式 1

林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業内訳書

1 支援金額

0 円

種類	○月	○月	○月	○月	○月	○月	合計
軽油納入数量 (L)							0
支援金単価 (円/L)							
支援金額 (円)	0	0	0	0	0	0	0
A重油納入数量 (L)							
支援金単価 (円/L)							
支援金額 (円)	0	0	0	0	0	0	0
灯油納入数量 (L)							
支援金単価 (円/L)							
支援金額 (円)	0	0	0	0	0	0	0

注 (1) 燃油の納入数量は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入する。

(2) 支援金単価は県が算出する単価とする。

(3) 支援金額は円未満切り捨てとする。

2 納入数量内訳（各機械又は各施設ごとに記載）

使用機械または施設の名称	所有者	メーカー ・型番	用途	燃料の種類	燃料納入数量 (L)
合計					

注 (1) 認定事業主が使用する燃油のうち対象とするのは、自力又は受託による木材生産と出荷に使用する林業機械、木材運搬用トラックの軽油とする。

(2) 木材生産のための作業路や作業ポイントの作設に使用する林業機械の燃油は対象とする。

(3) 使用する機械または施設は保有、リース、レンタルを問わない。

(4) 木材運搬用トラックは自社で生産した木材を自社で運搬する場合に限る。

(5) 燃油代が請負代金に含まれる国からの工事請負等は対象としない。

(6) 他に燃油高騰分が反映された国費補助事業は対象としない。

(7) 同一の事業者が同一の事業内容について、他の補助事業と併用はできない。

3 添付書類（実績報告時）

納入日、燃料の種類、数量、販売者、購入者がわかる領収書等の写し

様式2

(番 号)
年 月 日

農林基盤局長殿

○ ○ 農林水産事務所長

林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金事業実績報告書について（送付）

このことについて、 年 月 日付け（第 号）で○○○から別添のとおり提出がありましたので写しを送付します。